

高知県スポーツ振興県民会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県スポーツ振興県民会議条例（昭和 37 年高知県条例第 12 号）第 11 条の規定に基づき、高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催等)

第 2 条 県民会議の会議（第 5 条第 3 項を除き、以下「会議」という。）は、1 年度につき 3 回開催する。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

2 会議において議決を得なければならない事項のうち、会長が県民会議の運営に支障がないと認める事項については、書面審議による開催により会議の議事に代えることができる。

(委員等の辞職)

第 3 条 委員及び臨時委員は知事の、専門委員は会長の承認を得て、辞職することができる。

(幹事)

第 4 条 県民会議に幹事若干人を置き、県職員のうちから、知事が任命する。

2 幹事は、会長の指揮を受け、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(会議録)

第 5 条 会議録には、会議の次第並びに会議に出席した委員及び臨時委員の氏名を記載するものとし、幹事の中から議長が指名する者に会議録を調製させるものとする。

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、高知県観光振興スポーツ部スポーツ課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県スポーツ推進審議会条例施行規則の廃止)

- 2 高知県スポーツ推進審議会条例施行規則（平成 29 年高知県規則第 32 号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。